

週刊住宅

2020年(令和2年) 8月31日号
NO. 2923 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネッツ流 新・大家実践塾

相続の問題はいつの時代もてんやわんやである。相続の手続きがスムーズに進むことを願いながら遺言書を用意する。

そんな中、これまでは自筆証書遺言を書いて、その保管は自分で行っしかなかった。このことから、死後に遺言を発見してもらえない可能性や、相続人の一部にとって都合の悪い内容だった場合、なかったこと

「遺言書、死後の履行に不安」

121

にされてしまったこともあった。書遺言を預けておくと、相続普及していく制度ではなくなる。

そうしたこと踏まえ、一人が遺言書を閲覧したとき、ほかの相続人にも遺言が保管されていることが、次に挙げるものである。①「自筆証書遺言(余白に気高いと感じる人が多いのも実情である)とから、このほど新たに制度が開始している。庭裁判所の検認を受けること」②「保管申請書(パソコンでダウンロード)」③「死亡時、遺言書の保管の管轄は、登記の管轄とは違つた。ただし、遺言書保管の管を窓口で全部書き直すことになった。……」④「保管申請書の中の「死亡時、鎌倉鑑定」のブログ(https://kantei.com/blog/2745/)に記載されている欄の頭に「」に記入しているのを読ん

自筆証書保管制度を活用 相続をスムーズに推進

■鎌倉鑑定
小林雅裕
〒247-0056 神奈川

の実施をサポートするもの、遺言書の中身を知らず、敷地の高さに配慮することもある。そこで、格好で、法務局が自筆証書遺言を預かってくれる「自筆証書遺言保管制度」が、今年7月10日から開始されている。この制度を使って自筆証書になかった、これは今、手続きをするのが難しくな

167